

彼女たちは何歳？

2009年2月に、16歳の少女とわいせつな行為をして、その様子を撮影したとして、警視庁少年育成課と蒲田署が、児童ポルノ禁止法違反（製造）などの疑いで、フリーカメラマンの男性を逮捕しました。撮影に応募をしてきた16歳の少女は自身の年齢を偽り、カメラマンが彼女の年齢確認を怠ったのが原因ですが、問題はここからです。

この少女を被写体とした画像は『別冊ストリートシュガー』という雑誌に掲載されたのですが、本誌はこの事件が起きるまで発行部数が約5万部、しかもコンビニエンスストアなどにも配布されていたのです。

仮に、この事件が現在与野党で審議中の児童ポルノ禁止法の改正案、すなわち児童ポルノの単純所持罪、あるいは取得罪が成立後に起こっていたとしたら、複数のコンビニエンスストア、書店、レンタルビデオ店、そしてそれらの利用者が数万人単位で逮捕・起訴されていたこととなります。また、こうした事件が起こった後で、くだんの雑誌を罪に陥れたい相手の部屋に置いて警察に通報すれば、簡単に冤罪事件を起こすことが可能になります。

この文章の隣に掲載した写真を見て下さい。彼女たちが何歳か分かるでしょうか？ 現行の児童ポルノ禁止法は、18歳未満を児童と規定しております。ですから、写真の被写体が17歳11ヶ月なのか、18歳以上なのかを判別することは、読者はおろか制作者も不可能というのが現状なのです。雑誌制作者サイドでは、児童の出演を制限するために、パスポートによる年齢確認などの方法で厳重にチェックを行っておりますが、それでも1つ間違いがあれば、未成年者が本来出演してはいけない作品に登場してしまう可能性は否定し切れません。

このような事態が起こり、数万人単位の被疑者が発生した場合、怨嗟の対象となるのは国会議員とその関係者の皆さままであって、児童ポルノ禁止の取り締まり強化を訴える宗教団体、NGO、マスコミ、芸能人ではありません。何故なら、彼らは選挙で選ばれた人間ではないからです。それどころか、彼らにとって、このような大事件は「日本が児童ポルノ大国である」という証拠になり、彼らが求める政府からの援助金や寄付金の根拠になってしまうのです。

繰り返しになりますが、児童ポルノ禁止法の強化を訴える団体や個人の大多数が、選挙で選ばれた人間ではないことをよく考えた上で、児童ポルノ禁止法の改正について議論して下さい。くれぐれもお願いを申し上げる次第です。何万人もの逮捕者が出てからでは、すべてが遅すぎます。



文責・グリーントライアングル代表 松代守弘
〒171-0032
東京都豊島区雑司が谷1-26-7
<http://www2.gol.com/users/mct/>